

## 生活習慣病健診のご案内

生活習慣病の予防は正しい食生活、運動、休養の3つが基本となります。

大切な家族のためにも健康であることが大事なことです。生活習慣病は自覚症状がないため、気付いた時は進行していることが多く、また治療が長引くと治療費もかさみ、入院すると本人だけではなく、家族の方にも負担がかかります。

当健康保険組合の最近の傾向としては、50歳からの糖尿病等の生活習慣病の重症化によって働くことが困難となり、定年間近で病気退職となる方が増えています。

退職後も健康で過ごすためにも35歳からの健康管理が重要です。

そして、健康であることが一番大切です。

健康保険組合では、35歳以上の被保険者・被扶養者を対象に健康づくり事業を積極的に推進するため、下記のとおり生活習慣病健診を実施いたします。

是非、生活習慣病健診を受けていただき、ご自身の体の状態を知ることで生活習慣病の予防や進行を防ぎ、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）による生活の改善を図るきっかけとしていただければ幸いです。

### 記

#### 1. 受診対象者

35歳以上（平成29年度内）の被保険者と被扶養者  
（平成29年4月～平成30年3月の間に35歳になる方を含みます）  
オプション検査については、別途年齢区分があります。

#### 2. 契約健診実施機関

##### 【健保組合直接契約機関】

大阪を中心に25の健診機関（詳細別紙「健保組合の健診事業」をご覧ください）

##### 【東振協契約機関】

全国約600の健診機関（詳細はホームページで検索願います。）

#### 3. 検査項目

##### ◎生活習慣病健診

身体計測、問診、血圧、視力、聴力、胸部X線、心電図、尿検査、胃部X線、  
血液一般、血糖、肝・腎・膵機能検査、脂質、眼底、

◎婦人科健診（乳癌・子宮癌健診 年度内40歳以上の女性希望者のみ）

◎大腸癌健診（希望者のみ）

◎PSA検査（血液検査 年度内50歳以上の男性希望者のみ）

（各追加検査の有無・詳細については別紙「健保組合の健診事業」を参照してください）

#### 4. 健診実施期間

##### ◎健診実施期間

年間（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）を通じて実施  
（但し、日・祝日または医療機関の休診日を除く）

## 5. 申込方法

受診希望者は別紙申込書に所要事項を記入・予約のうえ、一部負担金を添えて健康保険組合へ申し込みしてください。

(なお、申込後の一部負担金は返金できません)

領収証について

銀行振込の場合は振込金受取書をもって替えさせていただきます。

健診申込後、日程変更がある場合は必ず当組合まで連絡してください。

**組合の負担は当該年度（平成29年4月～平成30年3月）一回限りです。**

## 6. 自己負担額

◎生活習慣病健診（年度内35歳以上）

被保険者・被扶養者とも2,000円

※ 岸和田平成病院健診センター・フェスティバルタワー健診センター・高浜病院・東振協契約機関の生活習慣病健診については、  
被保険者・被扶養者とも3,000円

◎P S A 検査（年度内50歳以上男性）

被保険者・被扶養者とも1,000円

◎大腸癌健診（年度内35歳以上）

被保険者・被扶養者とも500円

※オプション検査のみの検査は認められません。

(各追加検査の有無・詳細については別紙「健保組合の健診事業」を参照してください)

## 7. 健診結果について

健診結果については、個人情報保護法の規定に基づき管理しているところですが、事業主様が健診結果を送付希望されている場合は、予め被保険者の方々に同意を得たうえで実施機関にご請求くださいますようお願いいたします。

## 8. 精密検診（二次検診）について

精密検診については、医療機関の窓口に保険者証を提示し、保険診療として自己負担分を支払いし、受診してください。

### ※ ご注意下さい!! ※

生活習慣病健診と人間ドックは、年度内どちらか一回のみ受診できます。  
同年度内で両方を受診することは出来ませんのでご了承下さい。